

奈良県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和元年九月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六八号
- 三 道路の区域

区 間	備 考
吉野郡十津川村大字平谷四一番一先から 吉野郡十津川村大字折立一三二番一先ま で	国道四二五号に重用

四 供用開始年月日

令和元年九月十六日